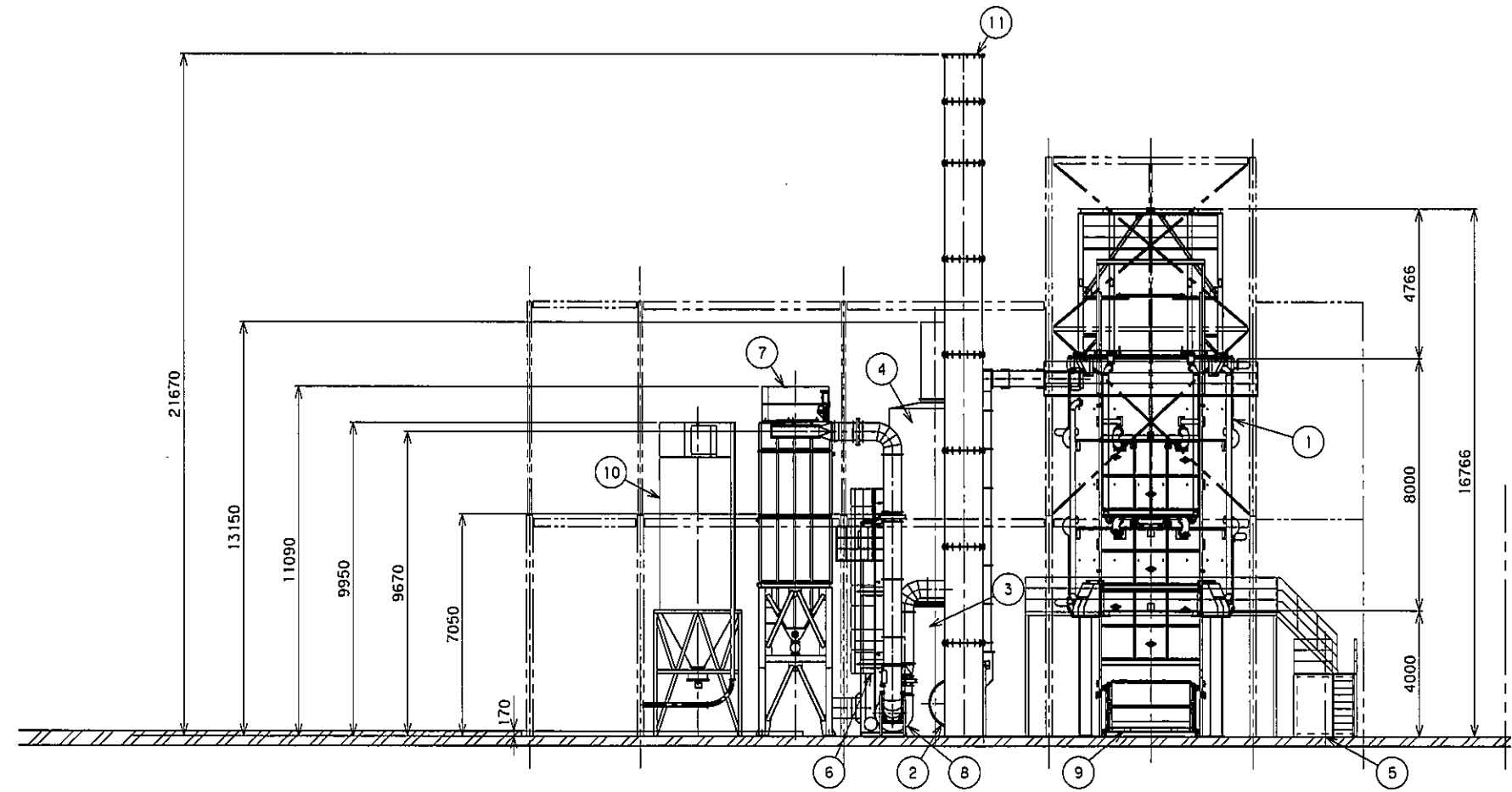
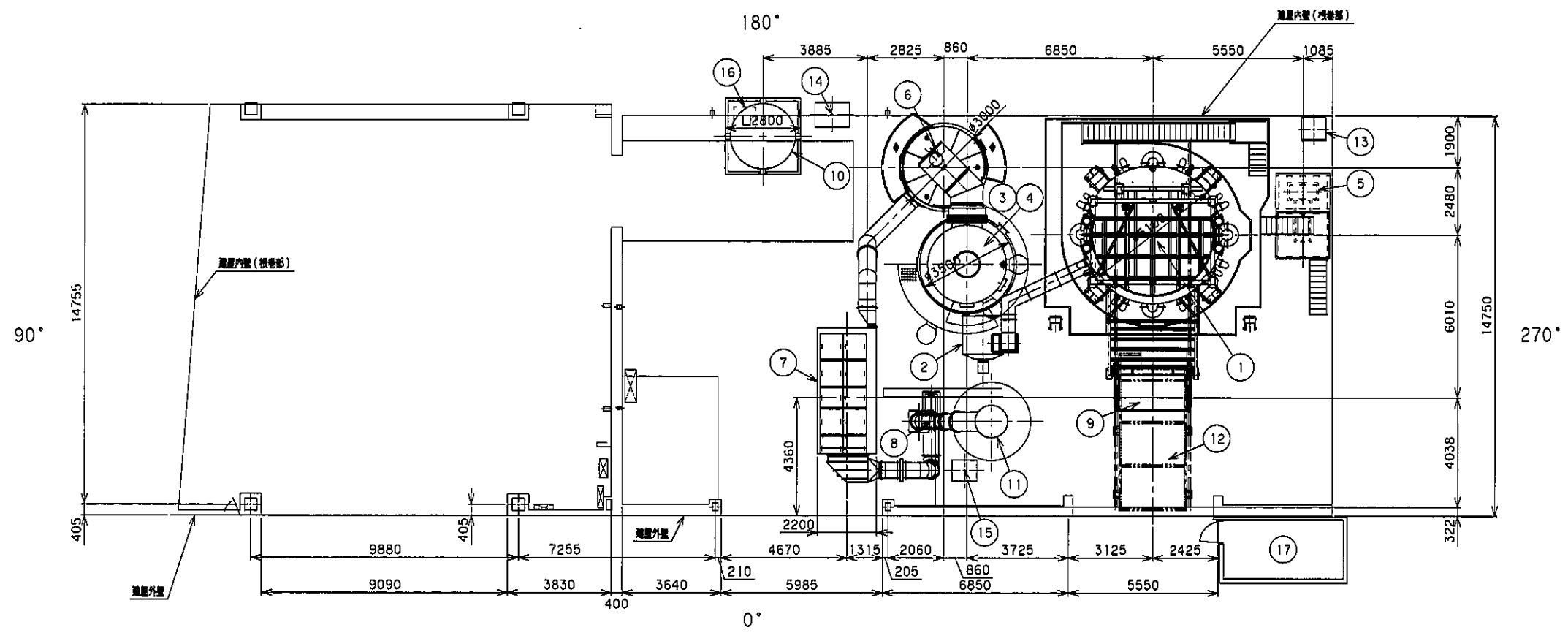




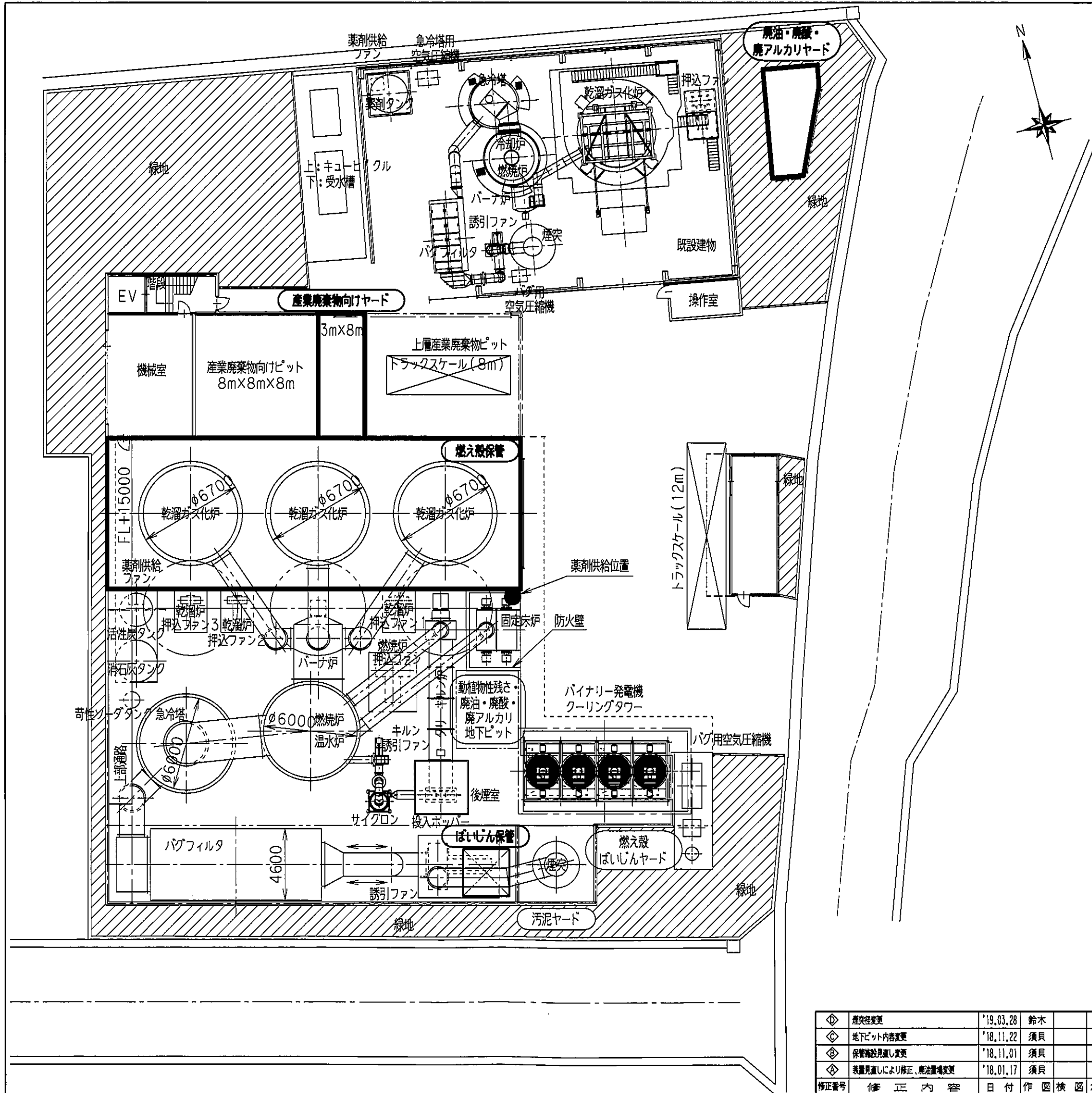
No	品名	標準重量	寸法	記事
1	乾燥ガス炉	165t	φ5100x8000H	
2	バーナー	3.5t	φ1500x1600L	
3	燃焼炉	21t	φ3450x4200H	
4	冷却炉	13t	φ2900x6500H	
5	ファンボックス	5t	2000Wx3150Dx2000H	
6	急冷機	30t	φ3000x7050H	
7	バグフィルター	33t	5150Wx2200Dx11090H	
8	個別ファン	2.5t	37kW	
9	投入ケット	4t	5.2m <sup>3</sup>	
10	サイロ	22t	φ2420x9950H	
11	煙突	7.5t	φ1200x21500H	
12	灰出車	6t	4800Wx2400Dx700H	
13	小袋充填機	0.5t	900Wx850Dx1700H	
14	急冷用空気圧縮機			
15	バグ用空気圧縮機			
16	高静圧送ファン			
17	操作室			



(煙突位置変更後)

客先名	加山興業 株式会社 殿向		
装置名	GB-6,000特型 焼却装置 機器配置計画図		
 株式会社 加山興業 KINSEI SANGYOH CO., LTD.			

図番	B201-3003	縮尺	1:100
作成者	Y. Suzuki	承認者	
作成日	'17.8.19	図面番号	
修正番号		作業種別	機器配置
作成者	鈴木 勇	承認者	
作成日	'18/01/16	図面番号	
修正理由	5000mm追加	承認者	
承認日	'18/10/05	承認者	



保管施設名称	廃棄物の種類
産業廃棄物向けヤード	汚泥
	廃プラスチック類
	木くず
	金属くず
	繊維くず
	ガラスくず
	紙くず
	ゴムくず
廃油・廃酸・ 廃アルカリヤード	廃油
	廃酸
	廃アルカリ
ばいじん保管	処理後ばいじん
燃え殻保管	処理後燃え殻

(変更許可申請・変更後)  
\* 機器配置、機器寸法は詳細設計時に変更します。

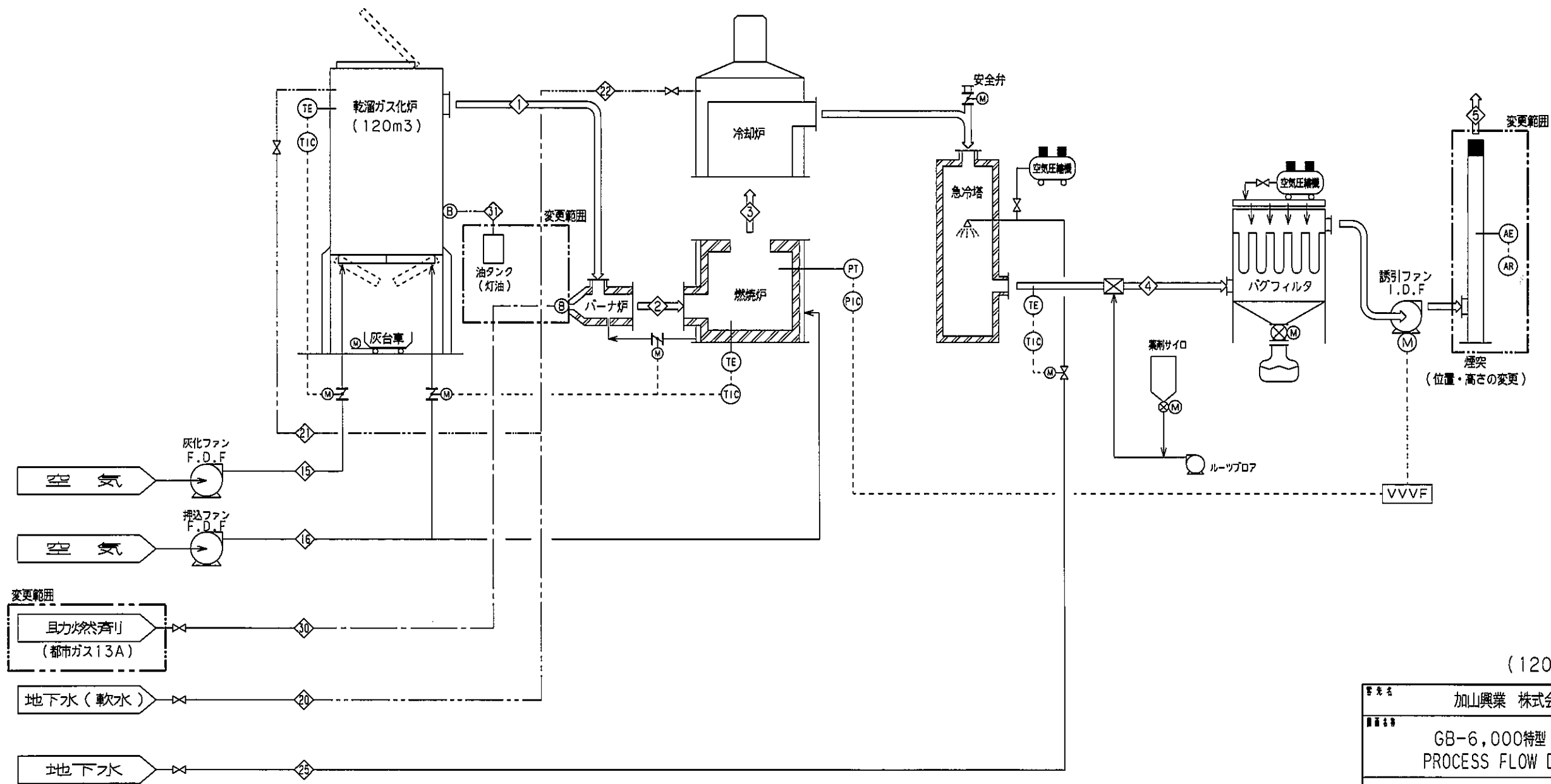
客先名	加山興業 株式会社 殿向
図面名称	GB-6,000特型 焼却装置 GB-200T-47,000PB特型 焼却装置 保管施設配置計画図



製造No.	加計外	所 属 本 社 (高崎) 縮 小 1/250	東 富
承認	客先図面番号	修正	東 富
検 査		修正	大 阪
作 図 Y.Suzuki	図面番号	修正	現 地
図面番号	B201-3004	修正	本 社
修正番号	修正内容	日付	作 図 検 査 承認 図 面 日付 '17.09.11
合計			

配布先	
電 気	
機 械	
機 構	
目 録	
電 気	
計 画	

番号 LINE NO.	流量 FLOW	温度 TEMP. (°C)	流体名 FLUID	備考 REMARKS	番号 LINE NO.	流量 FLOW	温度 TEMP. (°C)	流体名 FLUID	備考 REMARKS
①	3.7 m <sup>3</sup> /h	--	地下水 (軟水)		①	Nm <sup>3</sup> /h		乾留ガス	
②	2.1 m <sup>3</sup> /h	--	地下水 (軟水)		②	10,220 Nm <sup>3</sup> /h	1040	燃焼ガス	
③	1.6 m <sup>3</sup> /h	--	地下水 (軟水)		③	10,220 Nm <sup>3</sup> /h	1040	燃焼ガス	
④	2.6 m <sup>3</sup> /h	--	地下水		④	13,420 Nm <sup>3</sup> /h	200	燃焼ガス	
⑤	2.6 m <sup>3</sup> /h	--	地下水		⑤	13,420 Nm <sup>3</sup> /h	200	燃焼ガス	
⑥	155 Nm <sup>3</sup> /h	--	都市ガス	(MAX)					
⑦	15 Kg/h	--	灯油	(MAX)	⑦	160 Nm <sup>3</sup> /min	--	空気	
					⑧	200 Nm <sup>3</sup> /min	--	空気	



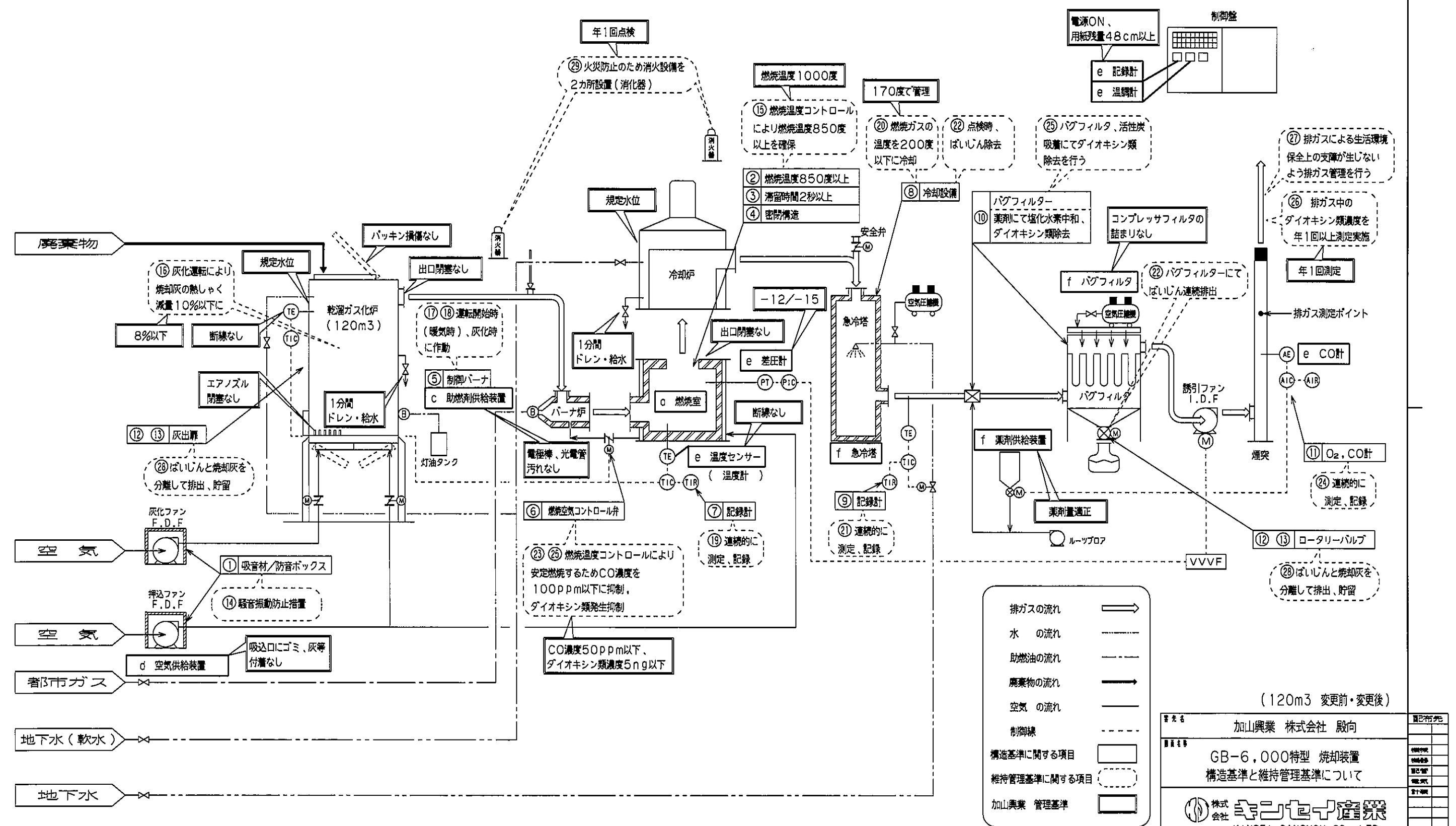
(120m<sup>3</sup> 変更後)

製作者	加山興業 株式会社 殿向			図記番号	
装置名	GB-6,000特型 焼却装置			機種	
	PROCESS FLOW DIAGRAM			機種	
	株式会社 加山興業			機種	
	KINSEI SANGYOH CO., LTD.			機種	
注記	追加	所屬	本社	装置	NON
承認	SHEET NO.			機種	
修正				機種	
作成	図号			機種	
修正番号	8210-1001			機種	
作成日	'17.08.23			機種	

注記	追加	所屬	本社	装置	NON
承認	SHEET NO.			機種	
修正				機種	
作成	図号			機種	
修正番号	8210-1001			機種	
作成日	'17.08.23			機種	

# 産業廃棄物処理施設の構造基準及び維持管理基準について (乾溜ガス化装置)

変更はありません



排ガスの流れ →  
 水の流れ - - -  
 助燃油の流れ - - -  
 廃棄物の流れ →  
 空気の流れ - - -  
 制御線 - - -  
 構造基準に関する項目 [ ]  
 維持管理基準に関する項目 [ ]  
 加山興業 管理基準 [ ]

(120m3 変更前・変更後)

発注者	加山興業 株式会社 殿向	製図者	加山興業
機種名	GB-6,000特型 焼却装置	製図日	
構造基準と維持管理基準について		製図式	
株式会社 <b>キンセイ産業</b> KINSEI SANGYOH CO., LTD.		製図者	

注釈	追加外	備考	本社	備考	NON	製図者
全体見直し修正	19.01.24	松本				製図者
全体見直し修正	18.10.09	鈴木				製図者
修正番号	修正内容	日付	作成	校核	承認	製図者
SHEET NO. B210-1002						製図者
17.08.23						製図者



### < 処理工程図 >

変更後

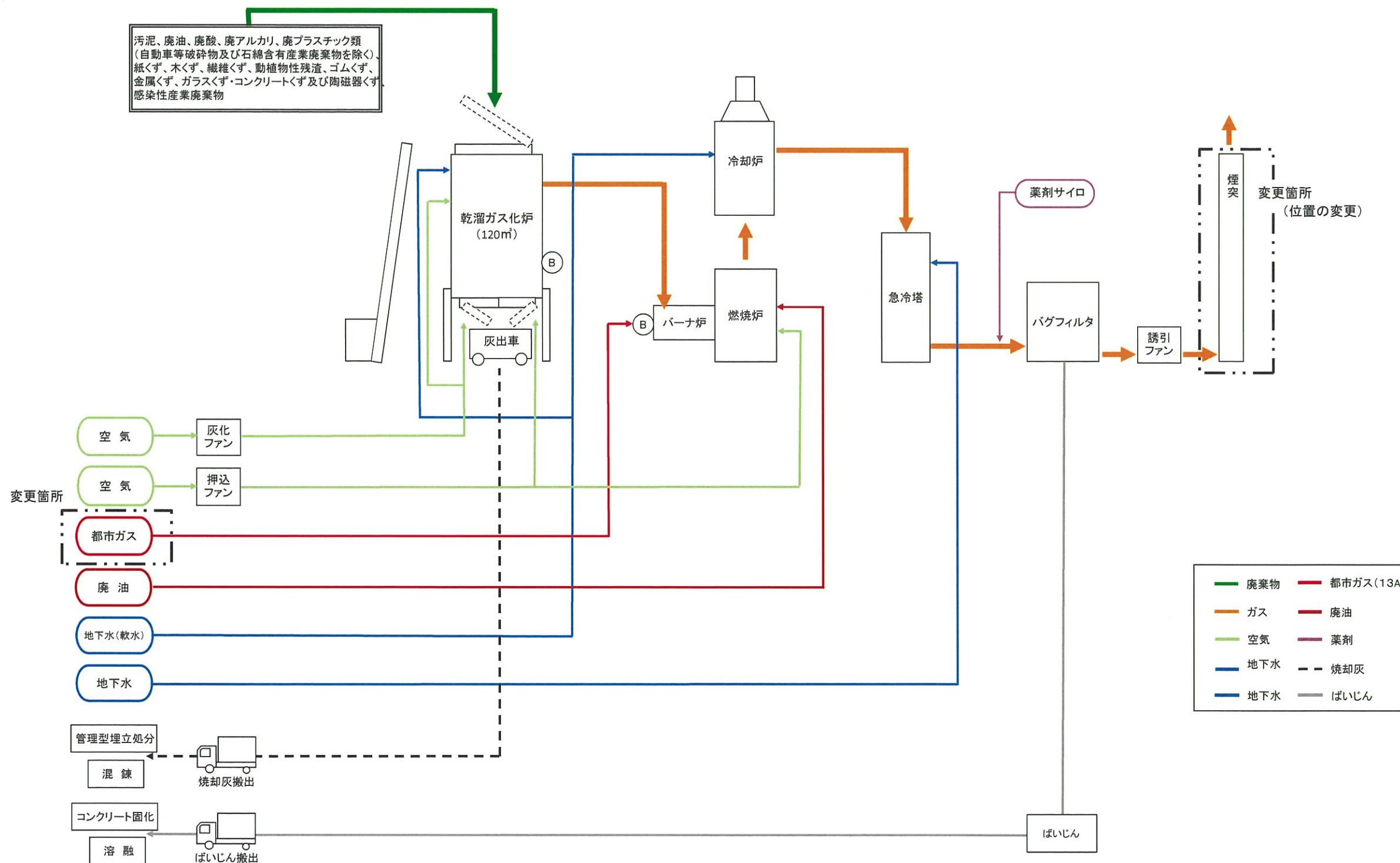
#### < 廃棄物搬入工程 >



※1 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類  
(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く)、  
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、  
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、  
感染性産業廃棄物

※2 引火性廃油

#### < 廃棄物処理/搬出工程 >

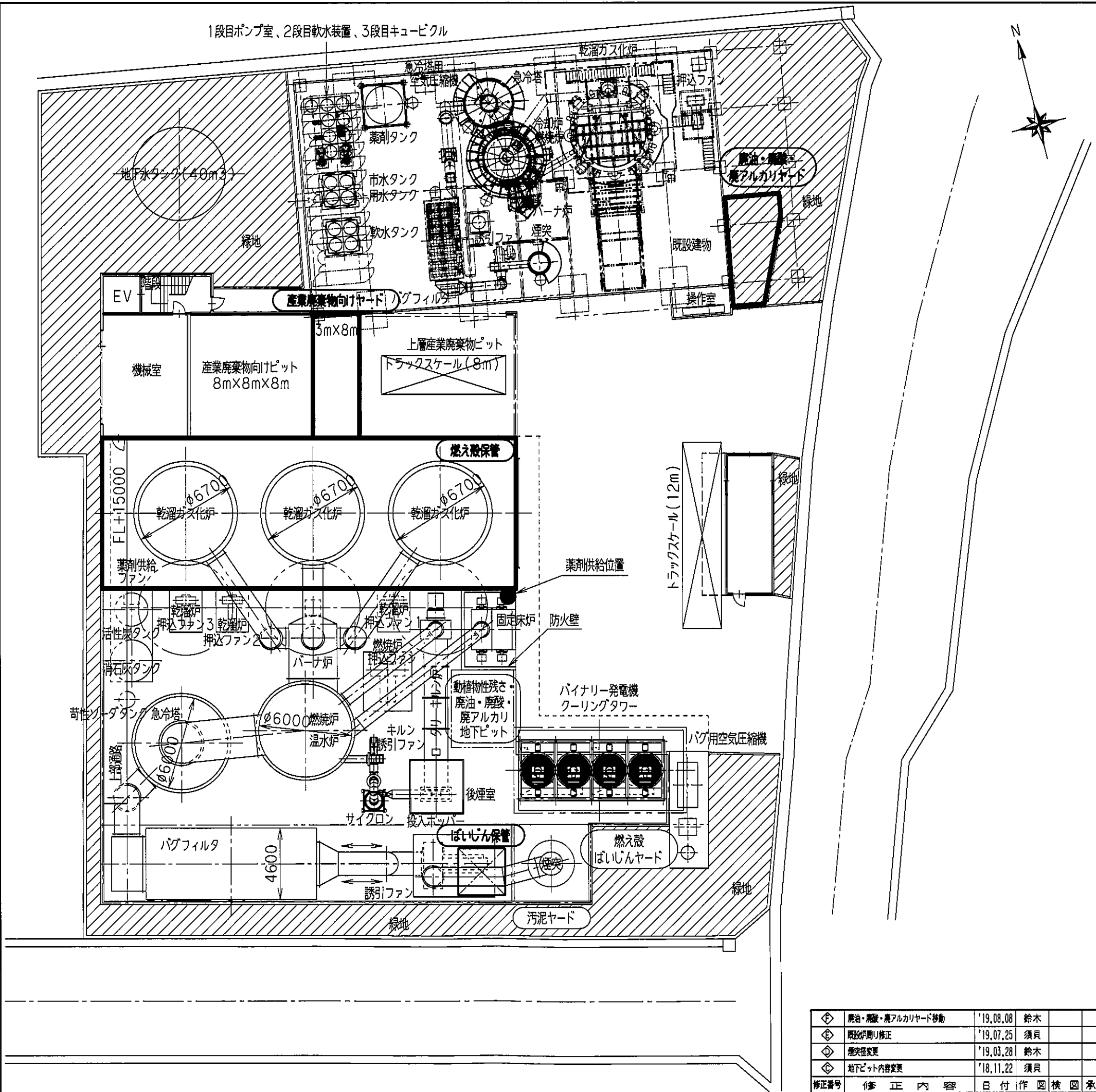









1段目ポンプ室、2段目軟水装置、3段目キュービクル



保管施設名称	廃棄物の種類
産業廃棄物向けヤード	汚泥
	廃プラスチック類
	木くず
	金属くず
	繊維くず
	ガラスくず
	紙くず
	ゴムくず
廃油・廃酸・ 廃アルカリヤード	廃油
	廃酸
	廃アルカリ
ばいじん保管	処理後ばいじん
燃え殻保管	処理後燃え殻

(変更許可申請・変更後)

\* 機器配置、機器寸法は詳細設計時に変更します。

客先名	加山興業 株式会社 殿向		
図面名称	GB-6,000特型 焼却装置 GB-200T-47,000PB特型 焼却装置 保管施設配置計画図		
 <b>株式会社 キンセイ産業</b> KINSEI SANGYOH CO., LTD.			

配布先	
客先	
機械	
機器	
配管	
電気	
計装	
その他	
合計	

製造No.	加計外	所 属 本 社 (高崎) 抜縮 1/250	東 置
承認	客先図面番号		東フ
検 図			大坂
作 図 Y.Suzuki	図面番号	B201-3004	現地
承認 日付 '17.09.11			本社
修正番号	修 正 内 容		監
			合計





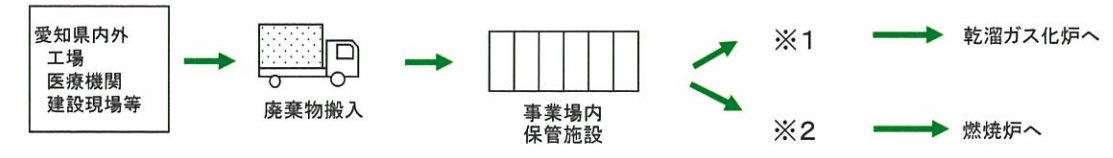




### < 処 理 工 程 図 >

変 更 後

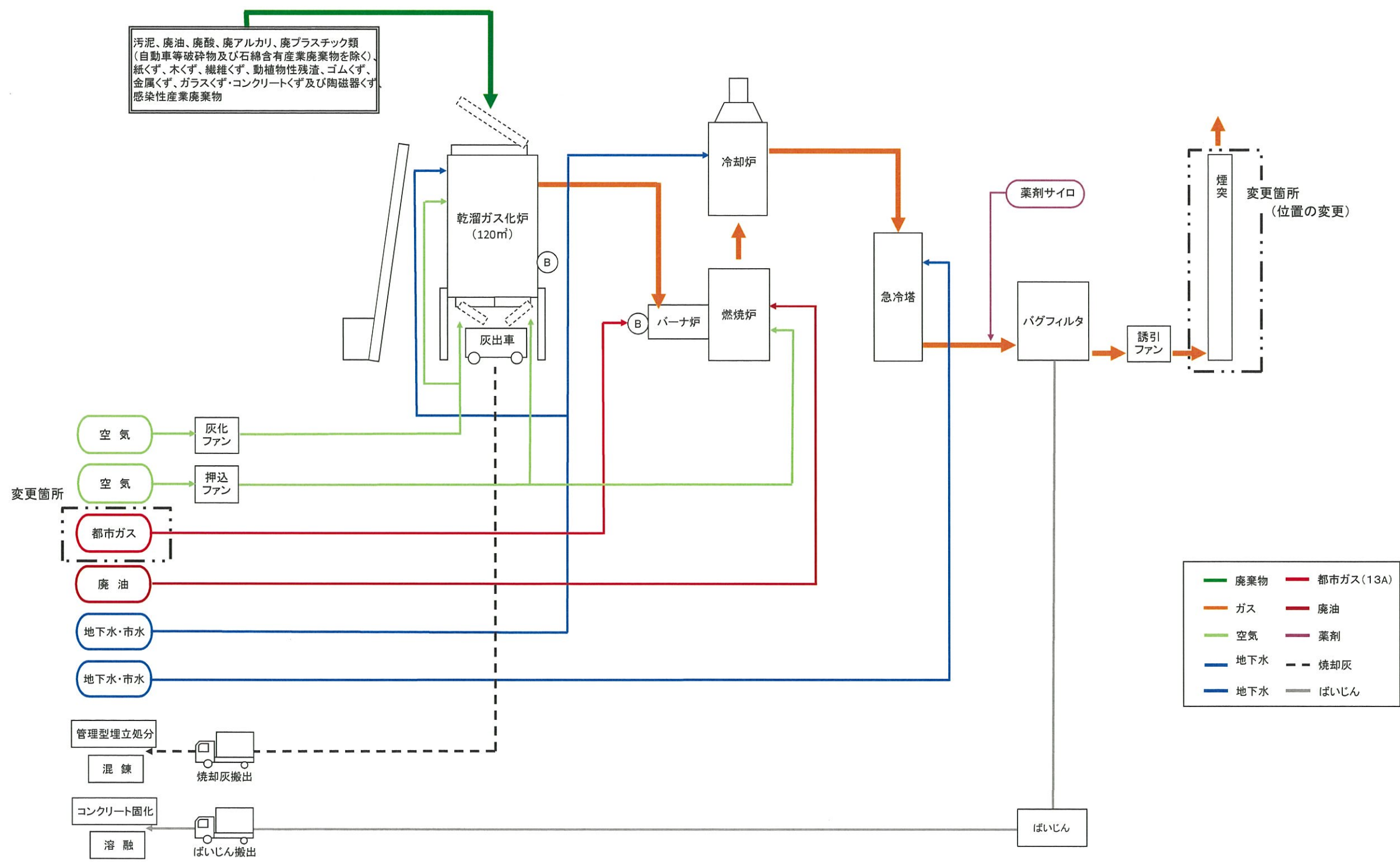
#### < 廃棄物搬入工程 >



※1 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類  
(自動車等破砕物及び石棉含有産業廃棄物を除く)、  
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、  
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、  
感染性産業廃棄物

※2 引火性廃油

#### < 廃棄物処理/搬出工程 >



<p>二 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。)にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>	<p>密閉できる蓋付きのドラム缶にて廃油を貯留し、防油堤を設けて廃油の流出を防止する。防油堤は、タンクから廃油が流出しても全量受けられる容量としている。ドラム缶を設置する地盤面はコンクリート基礎とし、万一廃油が流出しても地下に浸透しない構造とする。</p>	
--	--	--



<p>一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあっては、摂氏八百五十度））以上に保つこと。</p>	<p>燃焼炉温度センサーで燃焼ガスの温度を検知し、乾溜ガス化炉及び燃焼炉への供給空気量の自動調整によりガスの発生を安定させ、発生したガスを燃焼温度コントロールシステムにより管理することで燃焼炉温度を摂氏八百度以上に保つ制御盤に温度を常時表示させ、運転管理を行う。</p>	
<p>三 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>密閉できる蓋付きのドラム缶にて廃油を貯留し、防油堤を設けて廃油の流出を防止する。防油堤は、タンクから廃油が流出しても全量受けられる容量としている。ドラム缶を設置する地盤面はコンクリート基礎とし、万一廃油が流出しても地下に浸透しない構造とする。また防油堤の定期点検を実施して、廃油の流出防止に努め、廃油が施設から流出するなどの異常な事態が生じたときは、施設の運転を中止し、緊急連絡体制に従い、速やかに責任者・関係者に連絡する。直ちに流出した廃油の回収措置を講ずる。</p>	

二 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。)にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

蓋付きのドラム缶等密閉できる容器にて廃油を貯留し、漏洩防止の受け皿を設けて廃油の流出を防止する。受け皿は、容器から廃油が流出することを考慮した容量としている。廃油等液物保管庫は鉄筋コンクリート造の壁及び床とし、床には耐食性及び耐溶剤性の塗床材を全面施工し、万一廃油が流出しても地下に浸透しない構造とする。

<p>一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあっては、摂氏八百五十度））以上に保つこと。</p>	<p>燃焼炉温度センサーで燃焼ガスの温度を検知し、乾溜ガス化炉及び燃焼炉への供給空気量の自動調整によりガスの発生を安定させ、発生したガスを燃焼温度コントロールシステムにより管理することで燃焼炉温度を摂氏八百度以上に保つ制御盤に温度を常時表示させ、運転管理を行う。</p>	
<p>三 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>蓋付きのドラム缶等密閉できる容器にて廃油を貯留し、漏洩防止の受け皿を設けて廃油の流出を防止する。受け皿は、容器から廃油が流出することを考慮した容量としている。廃油等液物保管庫は鉄筋コンクリート造の壁及び床とし、床には耐食性及び耐溶剤性の塗床材を全面施工し、万一廃油が流出しても地下に浸透しない構造とする。また受け皿の定期点検を実施して、廃油の流出防止に努め、廃油が施設から流出するなどの異常な事態が生じたときは、施設の運転を中止し、直ちに流出した廃油の回収措置を講じるとともに、速やかに緊急連絡体制に従い責任者・関係者に連絡する。</p>	

<p>一 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。</p>		
<p>イ 燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。</p>	<p>燃焼炉温度センサーで燃焼ガスの温度を検知し、燃焼温度コントロールシステムにより摂氏八百度以上に保つことができる設備となっている。</p>	
<p>ロ 燃焼ガスが、摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。</p>	<p>燃焼炉温度センサーで燃焼ガスの温度を検知し、燃焼温度コントロールシステムにより摂氏八百度以上に保ちつつ、滞留時間を二秒以上確保できる構造及び容積となっている。</p>	
<p>二 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>	<p>密閉できる蓋付きのドラム缶にて廃油を貯留し、防油堤を設けて廃油の流出を防止する。防油堤は、タンクから廃油が流出しても全量受けられる容量としている。ドラム缶を設置する地盤面はコンクリート基礎とし、万一廃油が流出しても地下に浸透しない構造とする。</p>	

<p>一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化处理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあっては、摂氏八百五十度））以上に保つこと。</p>	<p>燃焼炉温度センサーで燃焼ガスの温度を検知し、乾溜ガス化炉及び燃焼炉への供給空気量の自動調整によりガスの発生を安定させ、発生したガスを燃焼温度コントロールシステムにより管理することで燃焼炉温度を摂氏八百度以上に保つ制御盤に温度を常時表示させ、運転管理を行う。</p>	
<p>三 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>密閉できる蓋付きのドラム缶にて廃油を貯留し、防油堤を設けて廃油の流出を防止する。防油堤は、タンクから廃油が流出しても全量受けられる容量として設置する。ドラム缶を設置する地盤面はコンクリート基礎とし、万一廃油が流出しても地下に浸透しない構造とする。また防油堤の定期点検を実施して、廃油の流出防止に努め、廃油が施設から流出するなどの異常な事態が生じたときは、施設の運転を中止し、緊急連絡体制に従い、速やかに責任者・関係者に連絡する。直ちに流出した廃油の回収措置を講ずる。</p>	

<p>一 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。</p>		
<p>イ 燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。</p>	<p>燃焼炉温度センサーで燃焼ガスの温度を検知し、燃焼温度コントロールシステムにより摂氏八百度以上に保つことができる設備となっている。</p>	
<p>ロ 燃焼ガスが、摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。</p>	<p>燃焼炉温度センサーで燃焼ガスの温度を検知し、燃焼温度コントロールシステムにより摂氏八百度以上に保ちつつ、滞留時間を二秒以上確保できる構造及び容積となっている。</p>	
<p>二 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>	<p>蓋付きのドラム缶等密閉できる容器にて廃油を貯留し、漏洩防止の受け皿を設けて廃油の流出を防止する。受け皿は、容器から廃油が流出することを考慮した容量としている。廃油等液物保管庫は鉄筋コンクリート造の壁及び床とし、床には耐食性及び耐溶剤性の塗床材を全面施工し、万一廃油が流出しても地下に浸透しない構造とする。</p>	

<p>一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化处理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあっては、摂氏八百五十度））以上に保つこと。</p>	<p>燃焼炉温度センサーで燃焼ガスの温度を検知し、乾溜ガス化炉及び燃焼炉への供給空気量の自動調整によりガスの発生を安定させ、発生したガスを燃焼温度コントロールシステムにより管理することで燃焼炉温度を摂氏八百度以上に保つ制御盤に温度を常時表示させ、運転管理を行う。</p>	
<p>三 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>蓋付きのドラム缶等密閉できる容器にて廃油を貯留し、漏洩防止の受け皿を設けて廃油の流出を防止する。受け皿は、容器から廃油が流出することを考慮した容量としている。廃油等液物保管庫は鉄筋コンクリート造の壁及び床とし、床には耐食性及び耐溶剤性の塗床材を全面施工し、万一廃油が流出しても地下に浸透しない構造とする。また受け皿の定期点検を実施して、廃油の流出防止に努め、廃油が施設から流出するなどの異常な事態が生じたときは、施設の運転を中止し、直ちに流出した廃油の回収措置を講じるとともに、速やかに緊急連絡体制に従い責任者・関係者に連絡する。</p>	